

三木町農業委員会

令和4年7月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和4年7月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和4年7月20日

(会議時間) 14:50～15:29

(開催場所) 三木町防災センター2階 第1研修室

出席委員数15名

1番	松田	隆雄
3番	古市	哲
4番	藤澤	勇一
5番	鎌倉	茂雄
6番	溝渕	常雄
7番	川田	正憲
8番	鈴木	勤
9番	小川	正則
11番	高重	浩二
13番	吉原	博
14番	中川	詰郎
15番	横山	良秀
16番	岡田	久
17番	鎌倉	守
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 4名

2番	香西	茂知
10番	鎌倉	博之
12番	白井	敏雄
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)

事務局

1. 平井元事務局長
2. 横山賢一課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 谷井直人主任主事

その他

- 1 公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員 多田玉紀
- 2 三木町農林課 渡辺龍也主事

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

14時50分 開会

事務局 それでは只今から7月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。本日、香西委員、鎌倉博之委員、白井委員、溝渕廣明委員から欠席のご連絡をいただいております。それでは開会にあたりまして、高尾会長からご挨拶をお願いします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案等8件と、非農地証明願についてが2件、農用地利用集積計画について、それぞれご審議をお願いします。本日の出席委員は19名中15名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、中川委員と横山委員をお願いいたします。それでは高尾会長、よろしくをお願いします。

会長 それでは、さっそく審議に入っていきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします。

事務局 はい。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。
【番号1及び番号2について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 はい。両方とも贈与による所有権移転ですね。何かご質問ございますか。

藤澤委員 1番も2番も所有権移転ということで贈与となっていますけど、2件とも両者の間になにか関係はあるんですか。贈与するという。

事務局 番号1は、特に身内とかということではなく、お聞きしているのは、譲渡人の実家が所在地である田中であって、古くから譲受人と好意にされていた関係からだと聞いております。2番についても、こちらも昔からの知り合いで、年齢も近いということをお願いされた、ということだと思います。

藤澤委員 要は、そういった理由なんですね。両方とも難しい案件ではないんですね。他人同士が贈与というのはあまり聞かないのでね。会長、これはやむを得ない話ですかね。

会長 問題なのは贈与税の問題であって、贈与の場合は評価額が110万円以上だと贈与税がかかってくるということなので、これらのケースは安く売買したのと同じことになると言うことですね。この程度の贈与であれば問題ないと思います。他になにか質問はありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第1号について承認する委員の方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。それでは議案第2号及び議案第3号について、まとめて提案をお願いします。

事務局 失礼します。議案第2号、農地法第4条による許可申請について説明します。議案書の2ページを御覧ください。なお、お配りしている個別の地図も併せてご覧ください。
【番号1及び番号2について朗読(別紙、議案書のとおり)】

以上で、議案第2号、農地法第4条による許可申請についての説明を終わります。続きまして、議案第3号、農地法第5条による許可申請についてご説明いたします。

【番号1から番号4について朗読（別紙、議案書の通り）】

以上、議案第3号、農地法第5条による許可申請について説明を終わります。

会長 それでは、現地調査について、担当地区の委員さん、説明をお願いします。

吉原委員 それでは、現地調査の報告を行います。7月分の農地法関連の申請について、去る令和4年7月13日（水）の午前9:00から、4条申請2件、5条申請4件につきまして高尾会長、溝淵副会長、中川委員、私（委員）、事務局2名の計6名、及び担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請、番号2です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、周辺農地への影響はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 はい。それでは地区担当の委員の方、補足説明がありましたらお願いします。

藤澤委員 それでは議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の1番でございます。こちらは住宅及び物置、倉庫の建築となっており、次ページの5条申請の2番にて出てまいります。お孫さん夫婦が家を建てるということで使用貸借権設定が提出された、という経緯でございます。続く5条申請の1番ですが、公共下水道工事を行うための工事車両を止めておくための一時転用となっております。両件とも特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

中川委員 ユーリックホームが分譲住宅を建てる、というものでございます。先日、譲渡人のお父さんが亡くなり相続で農地を取得したため、このような計画で契約したということだそうです。譲渡人はもう田んぼはしないということでしたので許可しました。クロネコヤマトの東側に2枚の田んぼがあり、そのすぐ下にかぎになっている水路があるんですが、そこへ民家への進入路を設けたということで業者に確認したところ、排水をツフロイ水利の方へ流すということを知りました。ここは以前、藤池水利へ流していた経緯があるので藤池水利の管轄だと思うのですが。

事務局 先般、調査士の方から、ツフロイ水利組合と藤池水利組合の双方からの排水同意が提出されたことといたしました。

会長 両方の同意書が揃ったということでしょうか。

鈴木委員 合併浄化槽はツフロイへ、雨水は藤池へ流すということで承知しております。地権者や関係者とも、今後のことも含め、きちんと話がついています。

藤澤委員 ツフロイは家庭排水、藤池は用水ということで理解したらいいですね。排水関係には各水利組合に境があって、その境に関係する案件は、双方の水利組合が話し合って協議して決定してくださいということになっていると思います。その水利組合での決定事項を以て、土地改良区も承認することとなっていますから、難しい案件もあることと思いますが、話し合いがついているのならこれで良いと思います。

会長 では、今回は双方からの連名の同意書が出てきているということと、関係者間においても話し合いがついていることから問題はない、ということですね。そういうことで理解することにいたしましょう。次に進みます。何か他にご質問はありますか。なければ採決に入ります。4条、5条について賛成の方の挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

- 会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第4号、非農地証明願について、提案お願いいたします。
- 事務局 それでは議案第4号非農地証明について、ご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。【番号1及び番号2について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第4号について説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 藤澤委員 ご提案申し上げますが、非農地証明の審議をする際に現況写真等がついていればわかりやすいと思うのですが、どうでしょうか。
- 会長 事務局が現地に確認に行き、非農地の条件がありますからその条件に照らし合わせて該当するかどうかを判断している、ということで進めております。
- 鈴木委員 1番については、私が担当委員として確認の判を押しているのですが、私もこの農地の現場を確認しに行ってきました。現場は完全に山でした。
- 会長 非農地証明願について、他にご質問はございませんか。なければ採決に入ります。議案第4号、非農地証明願について賛成の方の挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手）
- 会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、提案をお願いします。
- 事務局 失礼します。それでは議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明します。こちらにつきましては、新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の5ページを御覧ください。番号3からご説明いたします。
【番号3から番号13について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上となります。ご審議をお願いします。
- 会長 利用権について、なにかご質問のある方。
- 中川委員 日笠工業さん、賃料が1万円だったのが5千円になったのはなぜですか。
- 会長 先月、先々月あたりから変わってきているようですが。
- 事務局 申請書中、本人の希望額が5千円と記載されているので、そうなっているのではないのでしょうか。
- 会長 事務局、この件については農地機構に内容確認しておいてください。
- 事務局 わかりました。
- 古市委員 8番の権利設定を受ける方の住所地番ですが、後の10ページに出てきている住所にはアパート名の記載があるのですが、こちらにはないといった相違があるのですが。
- 事務局 住所が高松市のため住民登録情報までの確認はしておりませんが、おそらくアパート名が記載されているものが正しいと思われますので、この後、訂正をいたします。
- 会長 事務局、利用権の方は追記しておくよう訂正をお願いします。他に質問はそれでは採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認するという方は挙手をお願いします、
- 委員一同 （挙手）

- 会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして、報告事項1号・2号、続けて説明をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。それでは報告事項について説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。【報告第1号及び報告第2号について朗読（別紙、議案書の通り）】
以上で説明を終わります。
- 会長 報告事項ですが、なにか質問はありますか。
- 事務局長 会長、先程の日笠工業の賃料の件ですが、農地機構の職員が参りましたので、説明構いませんか。
- 会長 それではお願いします。
- 農地機構 農地機構の多田です。よろしく申し上げます。日笠工業の件ですが、政府の政策で水田活用の補助金が5年間水を張っていない田には出なくなったというところで、その分圃場整備をしていない、バルブの付いていないところについては5千円にさせてほしいと言う日笠工業さんからの申し出によって5千円になっています。
- 会長 この件についてはまだ国の方で決定していないので、日笠工業が勝手に判断するのはよろしくないのではないですか。もう少しよく調べて、まだ決定していない件について、先を見越して賃料をさげるというのはあまりよろしくないと思うので、県の農地機構にも相談しながら指導をしてください。
- 農地機構 はい。そうします。
- 鈴木委員 もし今後、法律が可決したら、契約し直さないかんのでは。
- 農地機構 バルブのないところについては最短の6年間の契約とさせていただきたいとの要望を頂いています。
- 会長 そのことについても、もう少し慎重に行っていくべきだと思うので、もう少しよく調べたりして指導の方をお願いします。
- 農地機構 わかりました。もう少しよく調べておきます。
- 会長 お願いします。それで、議案の方は以上で終了いたします。続きまして、香川県農業会議常設審議会の報告をいたします。令和4年6月分農地法第4条、香川県については2,892㎡、三木町は0でございます。農地法第5条につきましては、香川県が18件で、59,614.74㎡、三木町は0でございます。以上でございます。
では続きまして、(3)農業経営改善計画認定申請について、農政の方から説明お願いいたします。
- 農林課 農林課の渡辺です。本日は、農業経営改善計画認定申請にあたりお時間をいただきありがとうございます。今回の認定申請につきまして、認定申請者ご自身の意思による5年後の目標である経営改善計画を基に、東讃農業改良普及センター担当職員からの助言や指導を交えて、農業改善計画を作成しました。お手元にお配りしております資料をご覧ください。今回は、2経営体の認定更新及び1経営体の新規の認定申請を行うこととなっています。それでは順を追って説明します。
【改善経営計画書の1から4について朗読（別紙、計画書のとおり）】
以上をもちまして、農業改善計画認定申請についての説明を終わります。ご意見等ございましたらお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。
- 会長 はい、質問等ございましたらお願いします。ございませんか。この申請書ですが、更新・新規はどこに記載がありますか。どこを見たらわかるんですか。

農政係 こちらの書式には、新規や更新を書く欄がございません。

会長 見て分かりづらいので、欄外にでも更新とか新規とか記載を入れるようお願いいたします。

農政係 わかりました。

古市委員 この申請書の様式は、以前からというか昔から変わっているのでしょうか。また、中の数
字的なものは普及所や農林課の中で精査したものであると理解したら良いでしょうか。

農政係 1つ目のご質問にお答えします。農業経営改善計画認定申請書の様式ですが、こちらは令
和2年度から新しい様式に変わりました。2つ目のご質問ですが、精査の方は終わったの
かということについてですが、事前に農業者をお呼びして検討会を行ったのですが、その
検討会に三木町の職員と、東讃農業改良普及センターの、認定農業者を担当している職員
と作目を担当している職員が列席して、農業者に意見等しながら内容を精査いたしました。

会長 1番方の現状の所得が12万円ということですが、病気か何かされてたんですか、それと
も農業経費が大きかったんですか。低すぎるように思うけど。

農政係 そうですね。機械や苗代などの経費が大きくて所得が下がってしまったという結果です。

会長 12万円では食費も出ないのではないんですか。

農政係 確定申告に添付する決算書にて確認をいたしました。

中川委員 これは記載誤りではないのですか。120万とか、1,200万円とか。12万円はおかしい。

会長 これはもう一度よく確認しておいてください。あと、2番の方の農地、これはどこですか。
どのあたりですか。

高重委員 おそらく日本興業付近だと思いますね。

会長 様式に圃場の場所の記載があればいいですね。それでは2名は更新、1名は新規というこ
とで、1番については、所得の内容を確認しておいてください。あと、全体に関しては、
圃場の場所と新規、更新を第三者が見てもわかるように申請書に記載するように願いま
す。いろいろ注文はつけましたが、内容について採決します。承認するという
委員さんは挙手をお願いいたします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。ま、そういうことで、よろしくご指導してやってください。

農政係 ありがとうございます。

会長 ではこれで(3)農業経営改善計画認定申請について、を終わります。つづきまして(4)
その他。その他、審議したいことはございませんか。それでは事務局にお返しします。

事務局 それでは以上をもちまして、農業委員会8月定例会を閉会いたします。長時間に渡り慎重
審議ありがとうございました。

15:29 閉会